

収入印紙	
10万円以下	200円
50万円以下	400円
100万円以下	1,000円
200万円以下	2,000円

一般財団法人 長野県退職教職員互助組合  
普通貸付借用証書

貸付番号 (退教互記入)	
貸付年月日 (退教互記入)	令和 年 月 日

借受人  
捨  
印

1. 借 用 金 額	金 万 円		金額は算用数字で記入してください。	
2. 償 還 方 法 借受月の翌々月から給与控除(所属によっては個人口座からの引き落とし)にて毎月償還します。6、12月の加算額も毎月の給与から控除します。期末勤勉手当(賞与)からの控除ではありませんのでご注意ください。	令和 年 月から令和 年 月まで 毎月		償還回数	
	金 円(最終月 円)を償還します		回	
	6月加算額 円	12月加算額 円		
3. 利 率	元 金 に 対 し 月 利 0.07 パ ー セ ン ト			
4. 送 金 指 定 場 所 (本人名義口座に限る)	支店 コード			
	八十二銀行	支店	口座番号	

○ 一般財団法人長野県退職教職員互助組合運営規則及び、貸付事業規程の定めを承知のうえ、本日、上記金額を下記条件により借用しました。

記

- 利息は月利とし、利率は特例基準割合に準じた変動制で理事会が決定した利率とすることを合意します。
- 本借金は一般財団法人長野県退職教職員互助組合貸付事業規程第11条の規定に基づき償還します。
- 次の各号に該当する時は、請求を待たずに直ちに期限の利益を失い、本契約による未償還元利金の全額を償還することを合意します。
  - 本契約に違背したとき。
  - 貴組合の組合員資格を喪失したとき、死亡又は退職したとき。
  - 元利金の支払いを怠り、その額が2回分以上に達したとき。
- 組合員の資格を喪失した場合や破産法及び民事再生法の適用を受け、貸付金を全額償還することができない場合は、一般財団法人長野県退職教職員互助組合貸付事業規程第13条の規定に基づき、貸付未償還額を掛金累計額と相殺されることを合意します。
- この契約に基因する訴訟は、長野地方裁判所を管轄裁判所とすることを合意します。

一般財団法人 長野県退職教職員互助組合理事長 様

借 受 人 所属コード \_\_\_\_\_ 職員番号 \_\_\_\_\_

所 属 名 \_\_\_\_\_

借受人  
自宅住所 \_\_\_\_\_

連絡先 携帯電話 ( ) 自宅 ( )  
電話番号 \_\_\_\_\_

フリガナ  
氏 名 \_\_\_\_\_

借受人  
捨  
印

印